

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める要請

現在、国においては、住宅を活用した宿泊サービスができるよう既存の旅館業法とは異なる「民泊」制度の法制化が検討されています。

「民泊」には、シェアリングエコノミーによる経済効果や空き家対策、近隣住民の生活環境との調和を大前提とした静謐な住環境とのバランスの確保など、多様な側面があることから、法制化に当たっては、地域の実情によって異なる様々な観点を総合的に考慮する必要があります。

また、観光立国推進基本法の基本理念においても、「地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要である」と謳われています。

これらのことから、「民泊」制度については、観光立国の推進、地方創生の観点からも、観光振興と地域社会の発展の両立を図る持続可能なものとし、それぞれの地域の実情に合わせて、地域活性化の原動力となるよう、運用していかなければなりません。

条例等に基づき地域独自の規制を行った場合、国内の経済活動に支障が出る可能性があるとして、規制内容を国が法令で一律に規定しようとする動きもありますが、国政の大きな要と位置付けられる地方分権改革の着実な取組と成果を十分踏まえた上で議論を行い、地方分権と規制改革の考え方を両立させるべきです。

つきましては、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、下記のことを要請します。

記

「民泊」制度の法制化に当たっては、自治体が条例を制定せずとも、国の法令に基づき、制度運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。

そのうえで、自治体が必要に応じて条例の制定等を行えるようにし、地域の実情に応じて、地域独自のルールや体制の構築が可能となるようにすること。

平成28年11月24日
指 定 都 市 市 長 会